



甲62~66



甲第 62 号証

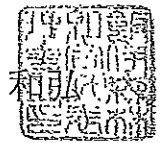
令和 3 年 7 月 5 日

飯伊森林組合 西部支所

木下 孝一郎 様

飯伊森林組合

代表理事 林



嚴重注意について

飯伊森林組合の職員である限り、個人名で業務に関する資料を、
上司に無断で第三者に提供することは、就業規則第 10 条に違反する
行為である。よって嚴重に注意する。

なお、立木評価の基本は、対象木(立木)を観察しない限り、適正な
評価はできない。不確実な評価は現に慎むこと。

従って本評価は、飯伊森林組合とは一切関わりの無いものである。

